

## 自動販売機設置事業者募集要項

松山市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、一般競争入札によって設置者を決定します。参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承諾した上で参加してください。

### 1 目的

市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに経費削減及び歳入を確保する。

### 2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあつては松山市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては松山市内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 松山市税を滞納していないこと。
- (6) 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいること。

### 3 自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い松山市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。
  - ①「使用料」

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定したもの。
  - ②「売上手数料」

市有財産内において、一定期間、自動販売機を用い営業を行うための権利を得るために、当該自販機の総売上に一定の率《落札した率》を乗じた金額を市に支払う。
- (2) 自動販売機設置料のうち、「使用料」は契約後一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。「売上手数料」は、毎月締め売上合計額に基づいた金額を翌月に納付するものとする。

#### 4 入札に付する事項

(1) 市有財産に自動販売機を設置するための「売上手数料」

(2) 貸付場所及び設置台数

財産名称	所在地	貸付箇所	台数
郷徳教育集会所	松山市東垣生町279番地3	正面玄関左側(屋外)	1台

(3) 貸付期間

令和4年10月5日から令和5年3月31日まで

(ただし、令和9年3月31日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況等を勘案して、支障がないと市長が判断する場合は毎年度更新するものとする。その後は、更新なし。)

(4) 入札は、(2)の貸付箇所の自動販売機の「売上手数料」について行う。「売上手数料」については、割合(%)を入札する。

#### 5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期限

令和4年8月17日(水)午後5時まで

※郵送の場合は、令和4年8月17日(水)消印有効

(2) 提出場所

松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 本館7階

人権啓発課 教育集会所担当(電話089-948-6386)

(3) 提出書類(提出部数各1部) ※③、⑤、⑥は発行後3か月以内の原本とする。

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
③	確定申告書(写)		○
④	松山市税の完納証明書	○	○
⑤	印鑑証明書	○	○
⑥	設置する自動販売機のカタログ	○	○
⑦	災害時における飲料水の提供に関する協定の写し	○	○

#### (4) 提出方法

提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に郵送又は直接持参するものとする。

(※電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。)

### 6 入札参加資格の確認等

上記5(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和4年8月24日(水)までに、申請者あてに結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

### 7 入札及び開札の日時並びに場所

入札名：自動販売機設置（郷徳教育集会所）

日 時：令和4年9月7日（水）10：00から

場 所：松山市三番町4丁目9-5 松山センタービル4階第2会議室

### 8 設置者費用負担

(1)自動販売機設置料（使用料及び売上手数料）

(2)電気料

(3)自動販売機の設置に関する全ての費用

### 9 契約

落札者決定後、令和4年9月14日（水）までに、落札した者と自動販売機設置契約書を締結する。

### 10 問合せ先

790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 人権啓発課 教育集会所担当

電話：089-948-6386 FAX：089-934-1742

E-mail：jinkenkeihatu@city.matsuyama.ehime.jp